|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　行 |
| 第一条（趣旨）この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第**12条**の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。第二条　－　第十一条　略 | 第一条（趣旨）この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第**11条**の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。第二条　－　第十一条　略 |

資料１－１

大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会

盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ運営要綱　新旧表